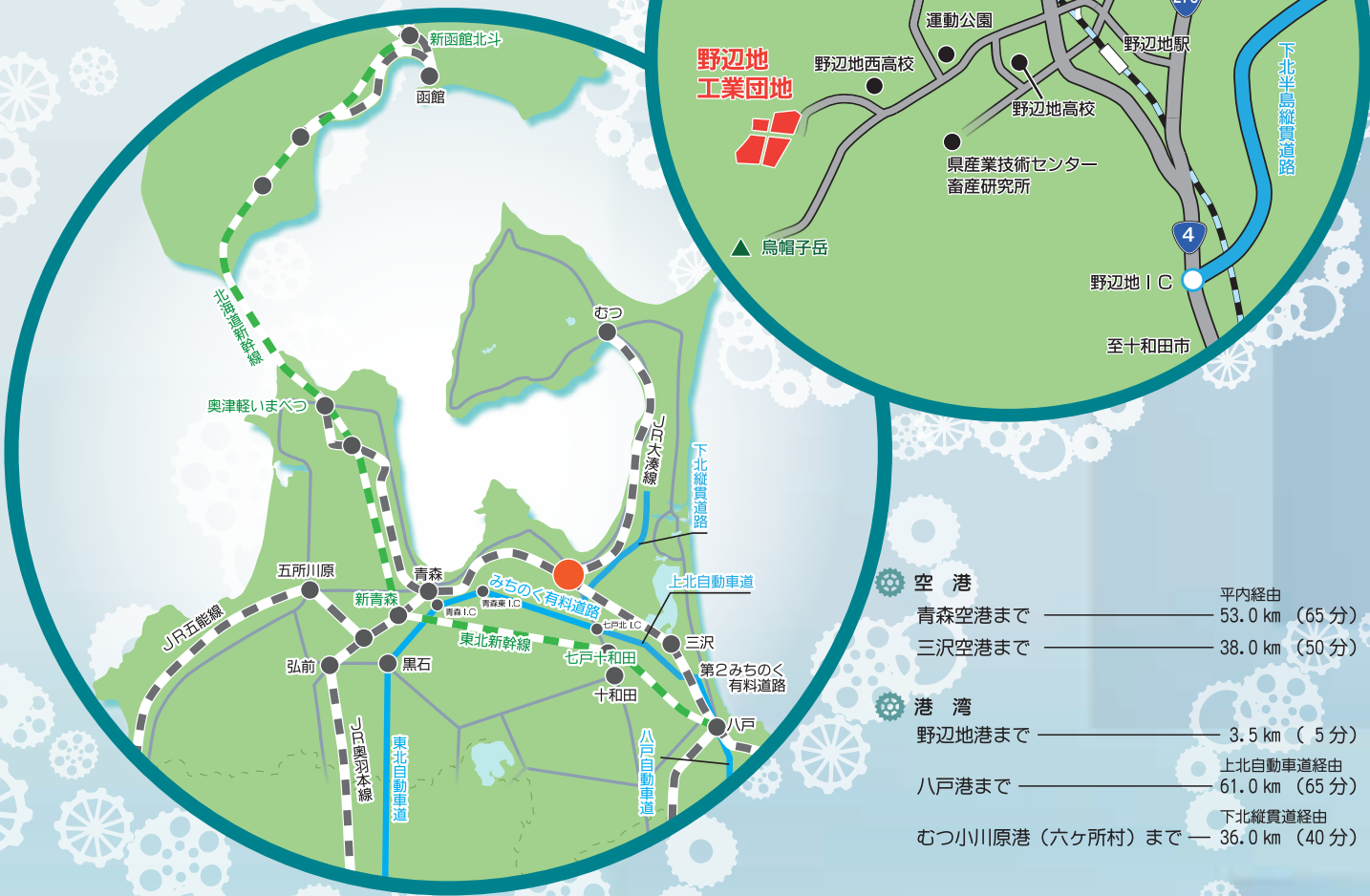


交通・輸送

※（分）は自動車での移動所要見込時間

- 道路**
- 国道4号まで 2.0 km（3分）
 - 上北自動車道 七戸北ICまで 9.9 km（18分）
 - 下北半島縦貫道路 野辺地ICまで 4.4 km（5分）
- 鉄道**
- 東北新幹線 七戸十和田駅まで 20.0 km（25分）
 - 青い森鉄道線 野辺地駅まで 2.8 km（4分）



- 空港**
- 平内経由 53.0 km（65分）
 - 三沢空港まで 38.0 km（50分）
- 港湾**
- 野辺地港まで 3.5 km（5分）
 - 上北自動車道経由 61.0 km（65分）
 - 下北縦貫道路経由 36.0 km（40分）

野辺地町の概要

野辺地町は本州最北端の下北半島の玄関口に位置し、古くから交通の要衝として発展してきました。江戸時代から明治の初年にかけては、北前船が盛んに往来し、南部藩有数の商港として栄えた歴史があります。陸奥湾と八甲田連峰の山嶺に囲まれた豊かな自然や、上方の文化をくむ伝統ある祭りなど、四季折々の様々な彩りが、訪れる人、住む人に、うるおいと活力を与えます。ぜひ、野辺地工業団地のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

- 人口** 12,374人（令和2年国勢調査）
- 面積** 81.68 km²
- 産業構造**
- 第1次産業就業人口 444人（7.5%）
 - 第2次産業 1,526人（25.6%）
 - 第3次産業 3,903人（65.6%）
 - 計（分類不能含む） 5,951人
- ※構成比は分母から分類不能分を除いて算出



気象 一年の平均気温は10℃前後で、夏は30℃を超える日もありますが、比較的涼しく、時には太平洋側から吹きつける偏風東（ヤマゼ）が農作物に影響を与えます。このため、こかぶや長いもなどといった根菜類の生産が盛んとなりました。一方、冬は降雪が多く、最深積雪が1mを超える年もあります。

野辺地町 産業振興課

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
TEL:0175-64-2111（代表） FAX: 0175-64-7130
ホームページ: <http://www.town.noheji.aomori.jp>

野辺地工業団地のご案内



用地の概要

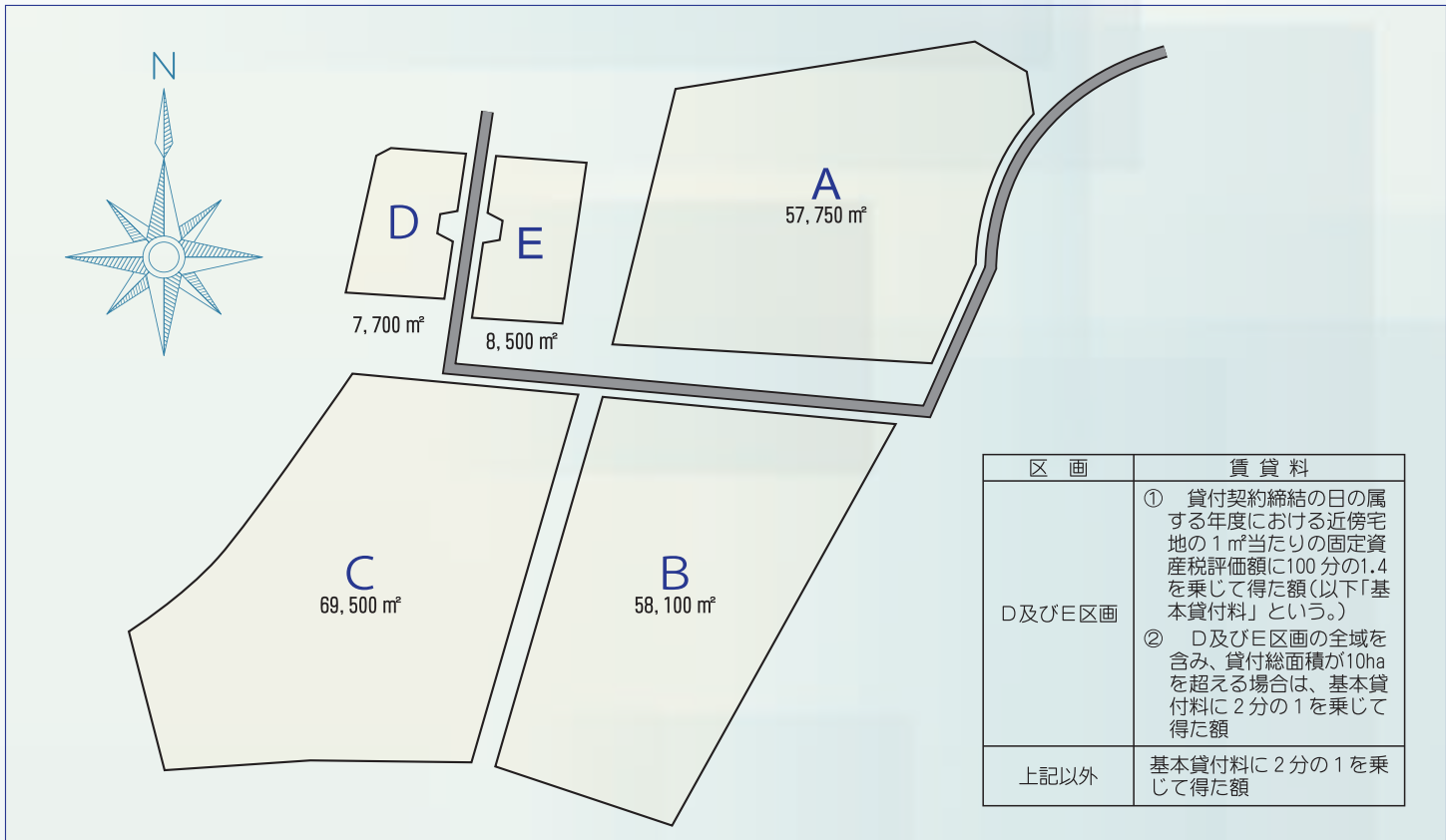
- 所在地** 青森県上北郡野辺地町字松ノ木113-5
- 立地可能面積** 総面積 84.5ha（造成済面積 1.62ha）
※既貸付面積 24.3ha・工業団地総面積 108.8ha
- 標高** 海拔 入口 47.5m・造成地 70.0m
- 地域指定** 農工法工業等導入指定地区・企業立地促進法集積区域
過疎地域・半島振興地域・原子力発電施設等立地地域
- 都市計画** 都市計画区域外
- 電力** 高圧 6.6kv（烏帽子岳支線まで 0.6 km）
- 用水** 上水道・地下水（良質）
- 排水先** 二本木川
- 賃賃料** D及びE区画：①貸付契約締結の日の属する年度における近傍宅地の1㎡当たりの固定資産税評価額に100分の1.4を乗じて得た額（以下「基本賃料」という。）
②D及びE区画の全域を含み、貸付総面積が10ヘクタールを超える場合は、基本賃料に2分の1を乗じて得た額



青森県野辺地町

上記以外：基本賃料に2分の1を乗じて得た額

野辺地工業団地資料



野辺地町の優遇制度

補助事業名	対象業種	要 件	内 容
企業立地促進助成金 （物件購入・増設助成）	製造業、情報 通産業、自然 科学研究所	①県外に本社のある企業が、町内に事務所又は工場等の新設若しくは移転 ②上記に必要な土地・建物の購入及び建物の増改築 ③資本金3,000万円以上、常時使用する従業員の数が50名以上の企業 ④地元常雇用者1名以上を雇用すること ⑤公害防止等について適切な措置がされていること	①土地、建物、設備（下記記載のもの）取得の20％ ②建物の増改築費の20％ ※ただし、②のいずれも上限500万円とする。（重複申請可） ※申請は、移築開始日から1年以内。 ※設備→①建物に係る以外の舗装、②側溝、③敷地内への出入りに係るゲート、④防犯及び敷地の境界に係る柵。ただし、耐用年数10年以上のものに限る。 （減価償却資産の耐用年数等に関する省令 ※昭和40年大蔵省第15号）
企業立地雇用助成金 （雇用助成）	製造業、情報 通産業、自然 科学研究所	①県外に本社のある企業が、町内に事務所又は工場等の新設若しくは移転 ②資本金3,000万円以上、常時使用する従業員の数が50名以上の企業 ③地元常雇用者1名以上を雇用すること ④公害防止等について適切な措置がされていること	①地元常雇用者1名につき50万円（一般従業員25万円） ただし、上限1,000万円 ②設置施設へ本社機能を移転する場合、上限3,000万円 ※②とともに操業開始日から3年以内の申請とする。ただし、複数年の交付を受ける場合には、累計で上限額まで進んだ場合はこの限りでない。 また、助成金額を算定するための人数は、操業開始日の翌年1月1日現在において労働者名簿に登録されている者とする。

- ※対象業種…………… 対象業種欄に記載の業種については、日本標準産業分類の大分類に属する業種を記載（自然科学研究所以外）
- ※工場等とは…………… 上記の対象業種及び要件を満たす、事務所又は工場、研究所
- ※地元常雇用者とは…………… ①「工場等に勤務する日の前日まで3ヶ月以上継続して町内に住所を有していたもの」
②「県外の企業又は学校に勤務・就学し、その勤務・就学日の前日まで3ヶ月以上継続して町内に住所を有していたもの」
③「本社等から指導等により工場等に配置され、かつ町内に住所を有した状態で、継続して6ヶ月雇用されたもの」
- ※一般従業員とは…………… 工場等の労働者名簿に登録されている、地元常雇用者以外のもの

補助事業名	対象業種	要 件	内 容
立地企業支援助成金 （物件購入・増設助成）	製造業、農業 漁業	①町内において継続して3年以上運営する工場等を所有している企業で、今後も引き続き当該工場等を運営していく意思があること ②上記の企業が事業拡大等を図るために、町内において所有する事務所等を増築・増設（償却資産は除く）するための必要な土地・建物の購入及び当該工場等の増改築 ③資本金1,000万円以上、常時使用する従業員の数10名以上の企業	①増築及び増設に必要な土地、建物、設備（下記記載のもの）取得20％ ②建物の増改築費の20％ ※ただし、②のいずれも上限500万円とする（重複申請可） ※申請は、②の事由完了後6ヶ月以内。 ※設備→①建物に係る以外の舗装、②側溝、③敷地内への出入りに係るゲート、④防犯及び敷地の境界に係る柵。ただし、耐用年数10年以上のものに限る。 （減価償却資産の耐用年数等に関する省令 ※昭和40年大蔵省第15号）

- ※対象業種…………… 対象業種欄に記載の業種については、日本標準産業分類の大分類に属する業種を記載
- ※工場とは…………… 町内に住所のある、事務所、作業所、工場、農業・漁業関連施設

青森県の優遇制度

■ 青森県産業立地促進費補助金

対象企業	【1】県の誘致企業 【2】県内企業（地域経済牽引事業計画）の承認を受けた者又は金失工業団地もしくは青森中核工業団地に立地する者に限る 【3】上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業																																																						
対象業種	A 製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種） C コンタクトセンター関連業種（新設の場合に限る） E デジタルものづくり関連業種**及び施設関連業種**（新設の場合に限る） B 医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種 D 物流関連業種（新設の場合に限る）																																																						
補助対象	【1】土地の取得経費（金失工業団地に限る） 【2】建物・機械設備の取得（新設の場合にリースを含む）経費 （注）土地リース制度を活用し、建物を取得する場合も補助対象とする。																																																						
補助要件/ 補助率/ 補助限度額	【1】新設（土地の取得又はリースが必要） 下表は標準的な補助要件等であり、投資場所（むつ小川原開発地区、金失工業団地、青森中核工業団地）設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特別があります。 ①通常枠 <table><tr><th>対象業種</th><th>設備投資額</th><th>雇用増</th><th>補助率</th><th>補助限度額**</th></tr><tr><td>A・B・C</td><td>1億円以上</td><td>10人以上**</td><td>5%</td><td>3億円</td></tr><tr><td></td><td>3億円以上</td><td>20人以上</td><td>10%</td><td>3億円</td></tr><tr><td>D</td><td>1億円以上</td><td>10人以上**</td><td>5%</td><td>3億円</td></tr><tr><td>E</td><td>1億円以上</td><td>5人以上</td><td>10%</td><td>3億円</td></tr></table> ②増設（1企業1回限り） ①通常枠 <table><tr><th>対象業種</th><th>設備投資額</th><th>雇用増</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>A・B</td><td>2億円以上</td><td>5人以上</td><td>5%</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td></td><td>4億円以上</td><td>10人以上</td><td>10%</td><td>1億円</td></tr></table> ②特別枠** <table><tr><th>対象業種</th><th>設備投資額</th><th>雇用増</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>A・B</td><td>1億円以上</td><td>5人以上</td><td>15%</td><td>5,000万円</td></tr></table> （注）県外から本社機能を移転する場合は、補助率及び補助率の算出に算入する場合がある。					対象業種	設備投資額	雇用増	補助率	補助限度額**	A・B・C	1億円以上	10人以上**	5%	3億円		3億円以上	20人以上	10%	3億円	D	1億円以上	10人以上**	5%	3億円	E	1億円以上	5人以上	10%	3億円	対象業種	設備投資額	雇用増	補助率	補助限度額	A・B	2億円以上	5人以上	5%	5,000万円		4億円以上	10人以上	10%	1億円	対象業種	設備投資額	雇用増	補助率	補助限度額	A・B	1億円以上	5人以上	15%	5,000万円
対象業種	設備投資額	雇用増	補助率	補助限度額**																																																			
A・B・C	1億円以上	10人以上**	5%	3億円																																																			
	3億円以上	20人以上	10%	3億円																																																			
D	1億円以上	10人以上**	5%	3億円																																																			
E	1億円以上	5人以上	10%	3億円																																																			
対象業種	設備投資額	雇用増	補助率	補助限度額																																																			
A・B	2億円以上	5人以上	5%	5,000万円																																																			
	4億円以上	10人以上	10%	1億円																																																			
対象業種	設備投資額	雇用増	補助率	補助限度額																																																			
A・B	1億円以上	5人以上	15%	5,000万円																																																			

- ※1 青森県地域未来促進基本計画、青森県/戸部地域基本計画、弘前ライオン関連産業投資促進基本計画の3計画
- ※2 ものづくり産業の製品・製造工程のデジタル化を支える研究開発や情報機との連携等を行う事業
- ※3 国の指定した「2025年カーボニュートラルなサステイナブル社会」に関する成長が期待される分野のうち、センサー、半導体、省エネ及び資源循環産業等の施設化の実現につながる技術・製品の研究開発や製造等を行う事業
- ※4 金失工業団地に立地する場合、雇用の要件（下掲）は5人以上
- ※5 サブライゼン再構成・分譲やBCP対策のための拠点整備を行う事業
- ※6 1億円を超える場合は年度別の交付額は1億円を限度として複数回にわたって交付し、5億円を超える場合は5年間段階で交付

■ 青森県ITコンタクトセンター関連産業立地促進費補助金

対象企業	【1】県の誘致企業であること 【2】コンタクトセンター関連企業又は情報システム・クリエイティブ関連企業であること 【3】操業開始時点において、当該事業所から雇用の促進策等の次の人数以上の企業であること ①新規 ●コンタクトセンター関連企業 5人以上 ●情報システム・クリエイティブ関連企業 3人以上 ②増設 ●コンタクトセンター関連企業 雇用増50人以上
交付内容など	新 規 【1】通信回線の使用に要する経費 ① コンタクトセンター関連企業 2分の1（限度額：年額3,000万円） ② 情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1（限度額：年額180万円） 【2】賃しオフィス等の賃借に要する経費 ① コンタクトセンター関連企業 4分の1（限度額：年額700万円） ② 情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1（限度額：年額480万円） ※コンタクトセンター関連企業における【1】【2】の限度額は、3年間で総額1億円 【3】賃し厚生スペース等の賃借に要する経費 コンタクトセンター関連企業のみ 4分の1（限度額：1社当たり250万円） 従業員が就業環境改善等に要するスペースの整備が対象。 【4】地元従業員の雇用に要する経費 情報システム・クリエイティブ関連企業のみ（限度額：3年間で総額270万円） 県内からの新規常雇用者1人につき30万円を補助。 ※補助期間36ヶ月 増 設 【1】賃しオフィス等の賃借に要する経費 コンタクトセンター関連企業 2分の1（限度額：年額1,400万円） ※補助期間24ヶ月

野辺地町工場立地法地地法準則条例

地域の実情を活かし、緑地面積率等を緩和する条例を制定しました。
工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれ緑地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	区 域 の 範 囲	緑地面積の割合 に対する割合	環境施設の面積の敷地面積 に対する割合
第2種区域	工業地域 （都市計画法第8条第1項第1号）	10%以上	15%以上
第3種区域	工業専用地域及び工業地域 （都市計画法第8条第1項第1号）	5%以上	10%以上
第4種区域	市街化区域以外の区域 （都市計画法第7条第1項）	5%以上	10%以上

※「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、緑地面積率に関する区域の区分ごとの基準に規定するものをいう。
※緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定工場立地法規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号に掲げる施設と重複する土地及び工場立地法規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

■ 青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

対象企業	県の誘致企業
補助対象	本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するに要する経費
要 件	次のすべての要件を満たすもの 【1】2人以上を雇用すること 【2】雇用期間が1年以上であること
補助額	新規雇用者1人につき50万円（1社当たり 限度額1,500万円）
補助対象	本社機能の移転に伴い、従業員及びその家族の県内への転居（1年以上居住するものに限る）に係る経費のうち企業が負担する経費
要 件	次のいずれかの要件を満たす者 【1】雇用経費助成の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること 【2】企業負担に係る転居世帯数が2人以上であること
補助額	補助対象経費の2分の1 （1社当たり限度額1,500万円、1世帯当たり上限50万円）

税制上の優遇措置

対象地域	過疎地域	半島振興地域	地域未利用促進法 集 積 区 域	立 地 区 域
対象業種	製造業、旅館 業、農林水産 物等販売業、 情報サービス 業	製造業、旅館 業、農林水産 物等販売業、 情報サービス 業	製造業、情報 通産業、情報 通信技術利用 業、運輸業、 卸売業、自然 科学研究所 （※定業種あり）	製造業*、 道路貨物運 送業、倉庫 業**、こん 包業、卸売 業
取得価格	500万円*	500万円超	1億円超**	2,700万円超
不動産取得税	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税
県税	事業税	課税免除 （3年間）	不均一課税 （3年間）	—
国税	固定資産税	課税免除 （3年間）	不均一課税 （3年間）	課税免除 （3年間）

- ※1 製造業以外は新規設に伴う増加常雇用者15人超を要する。
- ※2 倉庫業は、農地のみ適用
- ※3 製造業及び旅館業については資本金の額等が5,000万円超、1億円以下である法人にあっては1,000万円以上、資本金の額等が1億円超である法人にあっては、2,000万円以上。
- ※4 農林漁業関連業種の場合は、5,000万超
上記の他に、法人税（国税）の特別減額に係る優遇措置あり。